

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する

第八条に次の一号を加える。

五 指定に係る復興推進事業が次のいずれかに該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物の建築及び賃貸をするものであること（ロに該当する場合を除く。）。

ロ 地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する建築物の建築及び賃貸をするものであつて、内閣総理大臣が定める基準に適合するものとして内閣総理大臣が認めるものであること。

第八条に次の一項を加える。

2 指定に係る復興推進事業が法第二条第三項第二号イに掲げるものである場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「第一号から第四号までに」とする。

第十条第一項第三号及び第六項中「第八条各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条第八項中「十年」の下に「（当該指定の日が法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までである場合には、十五年）」を加え、同条に次の一項を加える。

13 指定に係る復興推進事業が法第二条第三項第二号イに掲げるものである場合における第一項第三号及び第六項の規定の適用については、第一項第三号及び第六項中「第八条第一項各号」とあるのは「第八条第一項第一号から第四号まで」とする。

第十六条第八項中「六年」の下に「（当該指定の日が法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までである場合には、十一年）」を加える。

第十七条第一項第三号を次のように改める。

三 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 指定（法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）を受けようとする事業年度又は連結事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額（以下ロにおいて単に「取得価額の合計額」という。）が三億円以上（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第二項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上）であること、又は三億円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になると見込まれること。

ロ 中小企業者等であつて、指定を受けようとする日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日から当該開始の日以後三年を経過する日までの間において取得価額の合計額が五千万円以上になると見込ま

れること（イに掲げるものを除く。）。

第十九条第五項及び第八項中「二十年」を「十五年」に改める。

別記様式第二の一を次のように改める。

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定（年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算
6. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

(ロ) 〇〇年度

(i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

--	--	--	--	--	--

7. 資金の調達に関する実績

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額 総計〇〇
百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

(ロ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

8. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業が、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号イ その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

〇〇

(ロ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号ロ 内閣総理大臣の認定の有無

有・無

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号イ若しくは第2号イ、第17条の2第1項第1号イ若しくは第2号イ又は第22条の2第1項第1号イ若しくは第2号イに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

(ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ロ、第17条の2第1項第1号ロ又は第22条の2第1項第1号ロに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数〇、屋上広場 有・無

(ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ハ若しくは第2号ロ、第17条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロ又は第22条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロに掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちを占める割合

〇〇%

(ニ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ニ若しくは第2号ハ、第17条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハ又は第22条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハに掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 建築した建築物に係る確認済証及び検査済証の写し
- (2) 別記様式第2の4（別紙）の添付書類に変更があった場合においては、当該書類のうち変更に係るもの

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第二の四の別紙を次のように改める。

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
4. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

（1）指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）〇〇年度

（i）設備投資予定額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

（ロ）〇〇年度

（i）設備投資予定額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

設備名	設置予定地	取得予定 年月日	取得予定 価額	用途	事業内容

5. 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

（1）指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計〇〇百万円

（2）年度別内訳

（イ）〇〇年度

（i）事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円

（ii）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

(ロ) ○○年度

(i) 事業の実施に要する資金の見込額 小計○○百万円

(ii) 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

6. 建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の2第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄及び第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する建築物整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項（これらの規定のうち第1号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、(1)及び(2)に掲げる事項

(1) その建築物整備事業が、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号イ その建築物整備事業の用に供する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又はそれ以外の建築物のいずれに該当するかの区分

○○

(ロ) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条第1項第5号ロ 内閣総理大臣の認定の有無

有・無

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たすものとして震災特例法第10条の2第1項若しくは第3項、第17条の2第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受けようとする場合には、それぞれ次に定める事項

(イ) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第12条の2第2項第1号イ若しくは第2号イ、第17条の2第1項第1号イ若しくは第2号イ又は第22条の2

第1項第1号イ若しくは第2号イに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

〇〇㎡

- (ロ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ロ、第17条の2第1項第1号ロ又は第22条の2第1項第1号ロに掲げる要件 その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋上広場の有無

地上階数〇、屋上広場 有・無

- (ハ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ハ若しくは第2号ロ、第17条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロ又は第22条の2第1項第1号ハ若しくは第2号ロに掲げる要件 その建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

〇〇%

- (ニ) 震災特例法施行令第12条の2第2項第1号ニ若しくは第2号ハ、第17条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハ又は第22条の2第1項第1号ニ若しくは第2号ハに掲げる要件 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額

〇〇百万円

(添付書類)

以下の書類を添付すること（建築物整備事業を実施する場合に限る。）。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物並びに建築物整備事業区域を表示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置を表示した建築物の配置図
- (3) 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図
- (4) 上記6.(2)(ハ)に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (イ) 建築物整備事業区域内において整備される公共施設の配置図
 - (ロ) 上記6.(2)(ハ)の割合の算定の根拠を記載した書類
- (5) 上記6.(2)(ニ)に定める事項を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (イ) 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置図
 - (ロ) 上記6.(2)(ニ)の費用の額の算定の根拠を記載した書類

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第二の五及び別記様式第二の六中「第8条各号」や「第8条第1項各号」及び「（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。」や

「注 「第8条第1項各号」は、指定に係る復興推進事業が法第2条第3項第2号イに掲げるものである場合は、「第8条第1項第1号から第4号まで」とすること。

と。
に改める。

」

「1. 指定を受けた事業年度

2. 再投資等準備金の積立てをすることが可能となった事業年度
3. 認定の概要

に改める。

」

別記様式第五の四中「4. 指定法人事業実施計画 (別紙)」^ハ 「4. 再投資等準備金の積立てをすること

5. 指定法人事業実施計画 (別紙)

が可能となる見込みの事業年度

ニシテ。

」

別記様式第五の六中「の「3億円以上」」^ハ「第42条の4第6項」^ハ「第42条の4第2項」^{ニシテ}「第68条の9第6項」^ハ「第68条の9第2項」^{ニシテ}「第2条第12号の7の2」^ハ「第2条第12号の6の7」^{ニシテ}「3千万円以上」^ハ「本事業年度又は連結事業年度において復興推進事業の用に供する設備投資に関する取得価額が3千万円以上であること、又は3千万円以上 (又は本事業年度若しくは連結事業年度開始の日から当該開始の日以後3年を経過する日までの間において5千万円以上) になると見込まれること。(再投資等準備金の積立てをすることが可能となる見込みの事業年度 ○○年度)」^{ニシテ}。

附 則

(施行期日)

1 この庁令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この庁令の施行の際現にされている東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項の規定による指定については、改正後の東日本大震災復興特別区域法施行規則第十九条第五項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。